

私設取引システム取引説明書 新旧対照表 (2020年6月1日改定)

(下線部分変更箇所)

新	旧
<p>P.1</p> <p>2. 取引の方法 当社は、当社が指定するSOR対象銘柄について、当社の最良執行方針に基づきPTSに発注される注文を、当社の母店証券会社である株式会社SBI証券(以下、「SBI証券」という。)を通じてジャパンネクスト社に取次ぎます(以下、「取次ぎ業務」という。)。ジャパンネクスト社では、原則として、PTS取引を行なうにあたり当社又は他の取引参加証券会社から受付けた注文どうしが対当した時に約定を成立させます。なお、原則として、すべての取引に関して、当社又はジャパンネクスト社が 相対で仕切り売買を行なうことはありません(ただし、SBI証券においては、<u>上述の取次ぎ業務とは別に、当該取次ぎ業務を行う部署から独立したトレーディング部門が、自己ポジションによる取引(自己売買)を行っています。この場合、お客様の注文とSBI証券の自己売買がPTSにおいて対当する場合があります。また、システム障害時等投資家保護の観点から必要と認められる場合はこの限りではありません。</u>)。</p> <p align="right">(2020年6月1日)</p>	<p>P.1</p> <p>2. 取引の方法 当社は、当社が指定するSOR対象銘柄について、当社の最良執行方針に基づきPTSに発注される注文を、当社の母店証券会社である株式会社SBI証券(以下、「SBI証券」という。)を通じてジャパンネクスト社に取次ぎます。ジャパンネクスト社では、原則として、PTS取引を行なうにあたり当社又は他の取引参加証券会社から受付けた注文どうしが対当した時に約定を成立させます。なお、原則として、すべての取引に関して、当社又はジャパンネクスト社が 相対で仕切り売買を行なうことはありません(ただし、システム障害時等投資家保護の観点から必要と認められる場合はこの限りではありません。)</p> <p align="right">(2020年5月11日)</p>

以上